

| | |
|---------------------|-------------------------------|
| 第1059号（平成30年6月5日発行） | 発行日 5日、15日、25日 |
| 横浜市報 | 発行所 横浜市役所 横浜市中区港町1丁目1番地 |

目 次

頁

[規則]

- △ 横浜市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則【市民局スポーツ振興課】 3
- △ 横浜市民生委員の定数に関する条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局地域支援課】 4

[告示]

- △ 「障害福祉のあんない」売払代金収納事務の委託【健康福祉局障害企画課】 5
- △ 埋火葬に関する証明書等手数料の収納事務の委託（日野こもれび納骨堂）【健康福祉局環境施設課】 6
- △ 地籍調査の実施【環境創造局地籍調査課】 7
- △ 横浜市港湾施設使用条例施行規則第8条の3第1項第3号及び横浜市入港料条例施行規則第6条第1項第3号の規定に基づく使用料等の減免事由及び減免額の告示の一部改正【港湾局管財第一課】 8
- △ 「横浜市開港記念会館100周年記念誌「ジャックの塔100年物語」」売払代金収納事務の委託【中区地域振興課】 10

[公告]

- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】 11
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 12
- △ 同 【経済局商業振興課】 13
- △ 同 【経済局商業振興課】 14
- △ 同 【経済局商業振興課】 15
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】 17
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壤環境課】 18
- △ 横浜農業振興地域整備計画の変更【環境創造局農政推進課】 19
- △ 排水設備指定工事店の指定【環境創造局管路保全課】 20
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 21
- △ 同 【建築局調整区域課】 22
- △ 同 【建築局調整区域課】 23
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局市街地建築課】 24
- △ 建築基準法に基づく道路の一部廃止【建築局建築指導課】 25

[区告示]

- △ 認可地縁団体の告示事項の変更【泉区地域振興課】 26
- △ 同 【中区地域振興課】 27
- △ 同 【戸塚区地域振興課】 28
- △ 同 【戸塚区地域振興課】 29
- △ 同 【鶴見区地域振興課】 30
- △ 同 【金沢区地域振興課】 31
- △ 同 【西区地域振興課】 32

[消防局]

- △ 職員の懲戒処分【人事課】 33

[水道局]

- △ 指定給水装置工事事業者の指定【給水維持課】 34

[職員共済組合]

- △ 横浜市職員共済組合組合会互選議員の補欠選挙の期日等【職員共済課】 35

- △ 横浜市職員共済組合組合会互選議員の補欠選挙における選挙長の委嘱【職員共済課】 36

- △ 横浜市職員共済組合組合会互選議員補欠選挙立候補者の届出【職員共済課】 37

- △ 横浜市職員共済組合組合会互選議員補欠選挙において当選人と決定した者の氏名等【職員共済課】 38
済課】

規則

横浜市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月5日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第50号

横浜市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市スポーツ施設条例施行規則（平成20年3月横浜市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「者が」の次に「横浜国際プール又はスポーツセンターを」を加え、同条第3号中「介護者が」の次に「スポーツ施設を」を加え、「横浜文化体育館及びスポーツセンター」を「スポーツ施設」に改める。

第12条第2号中「又はスポーツセンター」を「、スポーツセンター、横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール又は横浜市都筑プール」に改める。

別表第1に次のように加える。

| | |
|-------------------------------------|--------------|
| 横浜市港南プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール | 午前9時から午後8時まで |
| 横浜市保土ヶ谷プール | 午前9時から午後5時まで |

別表第2横浜国際プール及び横浜文化体育館の項中「及び横浜文化体育館」を「、横浜文化体育館、横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール」に改める。

別表第3に次のように加える。

| | |
|--|-----------------------------|
| 横浜市港南プール、横浜市保土ヶ谷プール、横浜市旭プール、横浜市金沢プール及び横浜市都筑プール | 利用しようとする日の2箇月前から利用しようとする日まで |
|--|-----------------------------|

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

横浜市民生委員の定数に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月5日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第51号

横浜市民生委員の定数に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市民生委員の定数に関する条例施行規則（平成27年3月横浜市規則第18号）の一部を次のように改正する。

本則中「4,169人」を「4,171人」に改める。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

告示

横浜市告示第385号

「障害福祉のあんない」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「障害福祉のあんない」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成30年6月5日

横浜市長 林文子

| 受託者の名称 | 受託者の所在地 | 委託した期間 |
|---------------------------|-------------------|---------------------------------|
| 食彩工房株式会社 代表取締役 松谷英司 | 旭区白根四丁目20番 10号 | 平成30年6月1日 から平成31年3月 31日まで |

横浜市告示第386号

埋火葬に関する証明書等手数料の収納事務の委託（日野こもれび納骨堂）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、埋火葬に関する証明書等手数料の収納事務（日野こもれび納骨堂）を次のとおり委託した。

平成30年6月5日

横浜市長 林 文 子

| 受託者の名称 | 受託者の所在地 | 委託した期間 |
|--|----------|---------------------------------|
| 清光社・横浜植木 共同事業体 代表者 株式会社清光社 代表取締役 鈴木 真 | 中区山下町1番地 | 平成30年5月1日 から平成31年3月 31日まで |

横浜市告示第387号

地籍調査の実施

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき、次のように地籍調査を行う。

平成30年6月5日

横浜市長 林 文子

1 事業計画が公示された年月日

平成30年5月18日

2 調査を行う者の名称

横浜市

3 調査地域

戸塚区柏尾町、上柏尾町、上倉田町、舞岡町及び南舞岡三丁目並びに戸塚区下倉田町、前田町、南舞岡一丁目、南舞岡二丁目及び南舞岡四丁目の各一部

金沢区釜利谷東七丁目、釜利谷南一丁目、釜利谷南二丁目及び釜利谷南三丁目の各一部

金沢区釜利谷東四丁目、釜利谷東六丁目、釜利谷東七丁目、釜利谷東八丁目、釜利谷西一丁目及び釜利谷西二丁目の各一部

旭区今川町、金が谷二丁目、上白根町、上白根一丁目、上白根二丁目、上白根三丁目、中沢一丁目、中白根二丁目及び中白根三丁目の各一部

旭区金が谷、金が谷一丁目、川井宿町、川井本町、笹野台一丁目、笹野台二丁目、笹野台三丁目、笹野台四丁目及び都岡町

4 調査期間

平成30年6月5日から平成31年3月31日まで

横浜市告示第388号

横浜市港湾施設使用条例施行規則第8条の3第1項第3号及び横浜市入港料条例施行規則第6条第1項第3号の規定に基づく使用料等の減免事由及び減免額の告示の一部改正

横浜市港湾施設使用条例施行規則第8条の3第1項第3号及び横浜市入港料条例施行規則第6条第1項第3号の規定に基づく使用料等の減免事由及び減免額の告示（平成20年3月横浜市告示第112号）の一部を次のように改正し、平成30年6月6日から施行する。

平成30年6月5日

横浜市長 林 文子

第6項を次のように改める。

6 環境に配慮した船舶の寄港の促進を図るもの

| 減免する事由 | 入港料減免額 |
|--|--------|
| 世界港湾気候イニシアティブ（World Ports Climate Initiative）が認証した船舶のESI（Environmental Ship Index）値が30以上の船舶又はグリーンアウード財団が認証した船舶が入港したとき。 | 15%相当額 |

※ 上記の表中に掲げる減免事由は、第1項、第2項及び第5項に掲げる減免事由と重複して適用することができる。重複して適用するときは、適用する減免事由により算出した入港料減免額を合算する。ただし、合算した入港料減免額は納付すべき入港料を超えない範囲とする。

第6項の次に次のように加える。

7 完成自動車貨物の取扱の促進を図るもの

| 減免する事由 | 減免額 | |
|--|-----------|---------------------------|
| | 岸壁使用料 | 荷さばき地使用料 |
| (1) 完成自動車貨物のうち、トランシップ貨物を大黒ふ頭西緑地内のD号荷さばき地に一時蔵置したとき。 | | 50%に相当する額（連続する15日を上限とする。） |
| (2) 大黒ふ頭T—3号からT—8号岸壁までに着岸した自動車専用船又はローロー船が、月の最初の火曜日、水曜日又は木曜日に荷役を開始したとき。 | 25%に相当する額 | |

※ 上記(2)の表中に掲げる減免事由は、第1項(5)に掲げる減免事

由と重複して適用することができる。重複して適用するときは、第1項(5)に掲げる減免事由を適用して算出した岸壁使用料に上記(2)の表中に掲げる減免事由を適用する。

横浜市告示第389号

「横浜市開港記念会館100周年記念誌「ジャックの塔100年物語」」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、「横浜市開港記念会館100周年記念誌「ジャックの塔100年物語」」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成30年6月5日

横浜市長 林文子

| 受託者の名称 | 受託者の所在地 | 委託した期間 |
|---------------------------|-------------------|---------------------------------|
| 東神産業株式会社 代表取締役 岡本 央 | 神奈川区松本町4丁目34番地の14 | 平成30年6月1日 から平成31年3月 31日まで |

公 告

横浜市公告第372号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた。

平成30年6月5日

横浜市長 林 文子

| 申請年月日 | 特定非営利活動法人の名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
|----------------|-------------------------|--------|---------------|---|
| 平成30年 5月17日 | 特定非営利活動法人東中田小ふれあいキッズクラブ | 鈴木正男 | 泉区中田東四丁目57番7号 | この法人は、地域の子どもたち及び保護者に対して、放課後の安全な居場所作り、また、地域の方々との温かいふれあいに関する事業を行い、子どもたちの健全な育成に寄与することを目的とする。 |

横浜市公告第373号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成30年6月5日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

M A R K I S みなとみらい
西区みなとみらい三丁目5番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社
代表取締役 池谷幹男
東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

(3) 変更した事項

| 変更した事項 | 変更前 | 変更後 |
|---|---|---|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | 株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号 ほか | 株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号 ほか |

(4) 変更の年月日

平成30年3月1日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

平成30年5月14日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第374号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成30年6月5日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東急すすき野ビル

青葉区すすき野二丁目5番地の4

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東京急行電鉄株式会社

代表取締役 野本弘文

東京都渋谷区南平台町5番6号

(3) 変更した事項

| 変更した事項 | 変更前 | 変更後 |
|---|--|---|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | 株式会社東急ストア 代表取締役 木下雄治 東京都目黒区上目黒 1丁目21番12号 ほか | 株式会社東急ストア 代表取締役 須田清 東京都目黒区上目黒 1丁目21番12号 ほか |

(4) 変更の年月日

平成24年5月31日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のためほか

2 届出年月日

平成30年5月14日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第375号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成30年6月5日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東急すすき野ビル

青葉区すすき野二丁目5番地の4

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東京急行電鉄株式会社

代表取締役 野本弘文

東京都渋谷区南平台町5番6号

(3) 変更しようとする事項

| 変更しようとする事項 | 変更前 | 変更後 |
|-------------------------------|---|-------------------------|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | 開店時刻 午前10時 (年間60日午前9時) 閉店時刻 午後10時 | 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時 |

(4) 変更する年月日

平成30年5月15日

(5) 変更する理由

営業計画変更のため

2 届出年月日

平成30年5月14日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第376号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成30年6月5日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンドラッグ岡津店・ブックスキタミ山手台店
泉区岡津町 121 番地の1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社ヤスマロ
代表取締役 安室徳三
泉区岡津町 203 番地

(3) 変更しようとする事項

| 変更しようとする事項 | 変更前 | 変更後 |
|--------------|---------------------------|---------------------------|
| 駐輪場の位置及び収容台数 | 位置 面記載のとおり 収容台数 20台 | 位置 面記載のとおり 収容台数 20台 |

(添付図面は省略)

(4) 変更する年月日

平成30年5月12日

(5) 変更に係る事項以外の届出事項

| 届出事項 | 届出内容 |
|---|---|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 | 株式会社サンドラッグ 代表取締役 赤尾主哉 東京都府中市若松町1丁目38番地の1ほか |

| | |
|-------------------------------|--|
| 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 | 1,659 m ² |
| 駐車場の位置及び収容台数 | 位置 届出書添付図面の記載のとおり 収容台数 50台 |
| 荷さばき施設の位置及び面積 | 位置 届出書添付図面の記載のとおり 面積 48 m ² |
| 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 | 位置 届出書添付図面の記載のとおり 容量 14.33 m ³ |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時 |
| 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 | 数 入口2箇所、出口3箇所 位置 届出書添付図面の記載のとおり |
| 来客が駐車場を利用することができます時間帯 | 午前8時30分から午後11時30分まで |
| 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 | 午前6時から午後10時まで ほか |

(添付図面は省略)

2 届出年月日

平成30年5月11日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第377号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

平成30年6月5日

横浜市長 林 文子

1 形質変更時要届出区域の所在地

戸塚区秋葉町字寺之下84番の1の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

シスー1, 2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン

横浜市公告第378号

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質
変更時要届出区域の指定

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）第67条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

平成30年6月5日

横浜市長 林 文子

- 1 条例形質変更時要届出区域の所在地
磯子区鳳町5番の1及び中区千鳥町3番の1の各一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

横浜市公告第379号

横浜農業振興地域整備計画の変更

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき横浜農業振興地域整備計画を変更したので、次のとおり一般の縦覧に供する。

平成30年6月5日

横浜市長 林 文子

1 変更区域

並木谷区域（C-4）

泉区和泉区域

田谷・長尾台区域（C-11）

栄区田谷区域

小雀区域（C-14）

戸塚区小雀区域

2 縦覧場所

中区真砂町2丁目22番地

横浜市環境創造局みどりアップ推進部農政推進課

都筑区茅ヶ崎中央32番1号

横浜市北部農政事務所

戸塚区戸塚町16番地の17

横浜市南部農政事務所

3 縦覧時間

午前8時45分から午後5時まで

横浜市公告第380号

排水設備指定工事店の指定

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）に規定する排水設備指定工事店として、次のとおり指定した。

平成30年6月5日

横浜市長 林 文子

1 排水設備指定工事店

| 指定番号 | 名称 | 代表者氏名 | 営業所所在地 |
|-------|------------------|-------|---------------------|
| 11643 | 有限会社新明工事 | 笠原芳雄 | 神奈川区菅田町2,714番地の18 |
| 11640 | 株式会社湘南建設 | 内山一雅 | 西区浅間町1丁目6番地の2 |
| 30547 | 株式会社アルス | 赤荻精英 | 港南区日野南二丁目21番10号 |
| 11644 | 株式会社松浦設備 | 松浦公二 | 磯子区久木町3番39号 |
| 11646 | 有限会社U.Iエンジニアリング | 山田義之 | 金沢区谷津町371番地 |
| 30546 | 株式会社ソリド・ワン神奈川営業所 | 有馬弘宣 | 青葉区青葉台二丁目32番地の45 |
| 30548 | 株式会社セシモ | 瀬下真琴 | 都筑区佐江戸町270番地の2 |
| 11642 | 有限会社シンコウ設備工業 | 石井明 | 栄区鍛冶ヶ谷町316番地の10 |
| 30549 | 株式会社光信設備 | 桑原浩信 | 瀬谷区下瀬谷一丁目37番地の49 |
| 11645 | 遠藤環衛株式会社 | 遠藤隆二 | 川崎市麻生区王禅寺1,227番地の10 |
| 30545 | 有限会社シールート工業 | 竹内才元 | 相模原市中央区田名塩田2丁目21番9号 |
| 11641 | 庄司設備 | 庄司哲也 | 相模原市緑区城山1丁目13番17号 |
| 11647 | 株式会社小澤設備工業 | 小澤友也 | 平塚市高浜台2番3号 |

2 指定有効期間

平成30年6月1日から平成34年10月31日まで

横浜市公告第381号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

平成30年6月5日

横浜市長 林 文子

- 1 開発許可年月日及び許可番号
平成29年8月1日 第29開 1704号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
戸塚区矢部町1番地の29
株式会社横浜建物
代表取締役 小林哲之
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
青葉区藤が丘一丁目48番の18及び48番の69

横浜市公告第382号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

平成30年6月5日

横浜市長 林 文子

1 開発許可年月日及び許可番号

平成29年11月22日第29開1808号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

旭区二俣川2丁目21番地の1

津久見建設株式会社

代表取締役 鷲原 浩

3 開発区域に含まれる地域の名称

都筑区川和町 2,267番の2、2,267番の13、2,268番の29、2,268番の31から2,268番の34まで、2,269番の27の一部及び2,270番の2の一部

横浜市公告第383号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

平成30年6月5日

横浜市長 林 文子

1 開発許可年月日及び許可番号

平成29年12月27日 第29開 1810号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

都筑区中川一丁目4番1号

三井ホーム株式会社横浜北支店

支店長 真鍋省治

3 開発区域に含まれる地域の名称

都筑区川和町 1,630番の1から 1,630番の13まで及び 1,642番

の7

横浜市公告第384号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月5日

横浜市長 林 文子

1 指定番号

第30・8・2号

2 指定年月日

平成30年5月23日

3 道路の幅員

4.00mないし5.33m

4 道路の延長

51.70m

5 指定の場所

旭区中希望が丘1番の22、1番の27及び1番の28の各一部、6番の18、6番の19、7番の3から7番の5まで、265番の19の一部並びに265番の63の一部

6 申請者の氏名

ミクニ・リアルエステート株式会社

代表取締役 神野嘉文

横浜市公告第385号

建築基準法に基づく道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第2号の規定に基づく道路の一部を、次のとおり廃止した。

平成30年6月5日

横浜市長 林 文子

1 廃止年月日

平成30年5月21日

2 廃止部分の道路の幅員

5.50 m

3 廃止部分の道路の延長

4.00 m

4 廃止の場所

鶴見区上の宮二丁目 394番の7

5 申請者の氏名

協栄ハウジング株式会社

代表取締役 難波三郎

区告示

泉区告示第13号（平成30年5月21日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、富士塚自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年5月21日

横浜市泉区長 額田樹子

| 変更した事項 | 変更前 | 変更後 |
|------------|----------------------|------------------------|
| 代表者の氏名及び住所 | 菊川久義 泉区下饭田町 792番地 | 田口耕二 泉区下饭田町 903番地の4 |

中区告示第1号（平成30年5月23日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、赤英町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年5月23日

横浜市中区長 竹前 大

| 変更した事項 | 変更前 | 変更後 |
|------------|---------------------|----------------------|
| 代表者の氏名及び住所 | 森 幸康 中区赤門町1丁目4番地 | 森 下茂 中区赤門町1丁目11番地 |

戸塚区告示第10号（平成30年5月23日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、芹ヶ丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年5月23日

横浜市戸塚区長 田 雜 由紀乃

| 変更した事項 | 変更前 | 変更後 |
|------------|-------------------------------|---------------------------------|
| 代表者の氏名及び住所 | 櫻井條太 戸塚区平戸町 1,097 番地の19 | 曾根よしみ 戸塚区平戸町 1,097 番地の159 |

戸塚区告示第11号（平成30年5月23日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、東山自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年5月23日

横浜市戸塚区長 田 雜 由紀乃

| 変更した事項 | 変更前 | 変更後 |
|------------|------------------------------|-----------------------------|
| 代表者の氏名及び住所 | 佐藤斐 戸塚区深谷町 1,665 番地の32 | 早嗣夫 戸塚区深谷町 1,664 番地の7 |

鶴見区告示第1号（平成30年5月25日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、東寺尾第三自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年5月25日

横浜市鶴見区長 森 健二

| 変更した事項 | 変更前 | 変更後 |
|------------|------------------------------|------------------------------|
| 代表者の氏名及び住所 | 浅賀 恵美子 鶴見区東寺尾三丁目 1番32号 | 吉澤 俊男 鶴見区東寺尾三丁目 23番15号 |
| 事務所の所在地 | 鶴見区東寺尾三丁目 1番32号 | 鶴見区東寺尾三丁目 6番29号 |

金沢区告示第11号（平成30年5月25日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、湘南八景自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年5月25日

横浜市金沢区長 國原章弘

| 変更した事項 | 変更前 | 変更後 |
|------------|-----------------------------|--------------------------|
| 代表者の氏名及び住所 | 渡部 武 金沢区東朝比奈三丁目15番1—318号 | 小池 博 金沢区東朝比奈一丁目30番17号 |

西区告示第1号（平成30年5月28日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、伊勢町一丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年5月28日

横浜市西区長 寺 岡 洋 志

| 変更した事項 | 変更前 | 変更後 |
|------------|----------------------|----------------------|
| 代表者の氏名及び住所 | 加藤孝一 西区伊勢町1丁目59番地 | 渡辺武史 西区伊勢町1丁目22番地 |

消防局

消防局公告第2号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次の者を平成30年5月11日懲戒処分に付した。

平成30年6月5日

横浜市消防局長 高坂 哲也

| 所 属 | 職 名 | 氏 名 | 処 分 の 内 容 |
|-------|------|--------|----------------|
| 港北消防署 | 消防吏員 | 天野 裕也 | 減給10分の1 6箇月 |
| 鶴見消防署 | 消防吏員 | 今井 健太郎 | 減給10分の1 3箇月 |

水道局

水道局公告第7号

指定給水装置工事事業者の指定

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項に規定する指定給水装置工事事業者として、次のとおり指定した。

平成30年6月5日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山隈 隆弘

| 指定番号 | 名称 | 代表者氏名 | 営業所所在地 | 指定年月日 |
|------|----------------|-------|---------------------|------------|
| 2990 | ナルミ設備 | 鳴海暢人 | 保土ヶ谷区藤塚町16番5-E 203号 | 平成30年3月8日 |
| 2991 | 有限会社ライフサポート | 長谷川伸一 | 都筑区川向町788番地の1 | 平成30年3月27日 |
| 2992 | 株式会社カーレッジ建工 | 児玉勇将 | 埼玉県上尾市壱丁目203番地の1 | 平成30年3月27日 |
| 2993 | 株式会社プラネットグリーン | 永井良 | 西区平沼一丁目1番3号 | 平成30年3月27日 |
| 2994 | 株式会社相鉄ピュアウォーター | 田中成人 | 旭区柏町47番地の1 | 平成30年3月29日 |

職員共済組合

横浜市職員共済組合公告第10号（平成30年5月8日掲示済）

横浜市職員共済組合組合会互選議員の補欠選挙の期日等

横浜市職員共済組合組合會議員に欠員を生じたため、横浜市職員共済組合定款（昭和37年12月横浜市職員共済組合公告第1号）第18条の規定に基づき、組合員が組合員のうちから選挙する議員に係る補欠選挙を次のとおり行う。

平成30年5月8日

横浜市職員共済組合
理事長 渡辺巧教

1 選挙期日

平成30年5月15日(火)午前9時から午後3時まで

2 選挙場所

選挙区の選挙長が指定する場所

3 立候補届出期間

平成30年5月8日(火)から平成30年5月10日(木)まで

午前9時から午後5時まで。ただし5月10日は正午まで。

4 立候補届出先

立候補しようとする選挙区の選挙長

5 選挙区及び定数

第3区 1人

横浜市職員共済組合公告第11号（平成30年5月8日掲示済）

横浜市職員共済組合組合会互選議員の補欠選挙における
選挙長の委嘱

平成30年5月15日執行の横浜市職員共済組合組合会互選議員の補
欠選挙における選挙区の選挙長を次のとおり委嘱した。

平成30年5月8日

横浜市職員共済組合

理事長 渡辺巧教

第3区選挙長 消防局総務部人事課長 鈴木貴晶

横浜市職員共済組合公告第12号（平成30年5月10日掲示済）

横浜市職員共済組合組合会互選議員補欠選挙立候補者の届出

平成30年5月15日執行の横浜市職員共済組合組合会互選議員補欠選挙の立候補者について、次のとおり届出があった。

平成30年5月10日

横浜市職員共済組合
第3区選挙長 鈴木貴晶

| 氏名 | 職名 | 所属 |
|------|------|-----------|
| 虹林彩奈 | 消防士長 | 消防局総務部人事課 |

横浜市職員共済組合公告第13号（平成30年5月15日掲示済）

横浜市職員共済組合組合会互選議員補欠選挙において当選人と決定した者の氏名等

平成30年5月15日執行の横浜市職員共済組合組合会互選議員補欠選挙において、選挙区の立候補者が、選挙すべき互選議員の定数を超えないため、横浜市職員共済組合定款（昭和37年12月横浜市職員共済組合公告第1号）第14条第3項の規定に基づき、当選人と決定した者の氏名等は次のとおりである。

平成30年5月15日

横浜市職員共済組合
理事長 渡辺巧教

| 選挙区 | 定数 | 氏名 | 所属 |
|-----|----|------|-----------|
| 第3区 | 1人 | 虹林彩奈 | 消防局総務部人事課 |